

「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」及び「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」の改正について

改正趣旨：平成21年3月7日より開始された本事業は、15年が経過した。事業開始当初は、配置されるスクールソーシャルワーカーの数も少なく、任用の背景も「退職教員」や「警察OB」等、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士以外も存在した。

この間、文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業が広まり、令和5年度予算額では、全中学校区に対する配置（10,000中学校区）が示された。文部科学省『児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）』（平成29年1月）では、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士または精神保健福祉士有資格者が適当で、かつスクールソーシャルワーク教育課程（本事業）修了者、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を修了した者がより適当であることが示されている。

このような状況を踏まえて、通知の但し書きであった事項を見直し、スクール（学校）ソーシャルワーク実習における「実習指導者」を「現にスクールソーシャルワーカーとして業務に従事する者」にする。なお、本件については、経過措置を設け、2028年3月31日までは、現にスクールソーシャルワーク実習を実施している実施指定施設、実施指導者は、引き続き、該当科目を担当できるようにする。

また、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」及び「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」内の「スクール（学校）」についても、文部科学省事業の広がりやスクールソーシャルワーカーの社会的知名度の向上から、この機会に併せて「スクールソーシャルワーク」、「スクールソーシャルワーカー」に統一化を図る。

規程及び通知の対照表：

改正前	改正後
スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定	スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定
スクール (学校) ソーシャルワーク論	スクール (学校) ソーシャルワーク論
スクール (学校) ソーシャルワーク演習	スクール (学校) ソーシャルワーク演習
スクール (学校) ソーシャルワーク実習	スクール (学校) ソーシャルワーク実習
スクール (学校) ソーシャルワーク実習指導	スクール (学校) ソーシャルワーク実習指導
スクール (学校) ソーシャルワーカー	スクール (学校) ソーシャルワーカー

※全体の改正を行っているが、改正文言のみを掲載

通知の改正案（対照表）：

改正前	改正後
<p>〔実習〕 4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者 (1) 実習指定施設 原則として、スクール (学校) ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。</p> <p>イ) スクール (学校) ソーシャルワーカーを置く学校 (教育委員会等に所属するスクール (学校) ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。</p> <p>ロ) 1-(1)-ハ) 及びニ) に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等 (以下、「その他施設・機関等」という。) であって、規程第1条第</p>	<p>〔実習〕 4. 規程第6条第6項に定める実習指定施設、実習時間数の特例及び実習指導者 (1) 実習指定施設 原則として、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設は、規程第1条第2項に定める業務を行う以下の施設とする。</p> <p>イ) スクール(学校)ソーシャルワーカーを置く学校 (教育委員会等に所属するスクール (学校) ソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む)。但し、当分の間、以下の施設も実習指定施設に含むものとする。</p> <p>ロ) 1-(1)-ハ) 及びニ) に定める教育内容の実習を行うことができる施設・機関等 (以下、「その他施設・機関等」という。) であって、規程第1条第2項に定める業務を行う者を置く施設・</p>

2項に定める業務を行う者を置く施設・機関等。

(2) 実習時間数の特例 上記実習指定施設において、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容によって行う実習(本実習)を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

(3) 実習指導者 スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下のいずれかに該当する者とする。

イ) 学校において現にスクール(学校)ソーシャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

ロ) ~~その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者~~

~~機関等。~~

なお、経過措置として、2025年3月31日において、現にスクールソーシャルワーク実習を実施している指定施設であって、上記イ)に該当しない実施指定施設においては、2028年3月31日までの間、引き続き、実習を実施することができるものとする。

(2) 実習時間数の特例 上記実習指定施設において、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容によって行う実習(本実習)を80時間以上実施することが困難な場合は、40時間を超えない範囲で行う見学実習を実習時間数として算入しても差し支えない。

(3) 実習指導者 ~~スクール(学校)ソ~~ソーシャルワーク実習の指導を担当する実習指導者は、以下の~~いずれか~~に該当する者とする。

イ) 学校(教育委員会等の所属を含む)において現に~~スクール(学校)ソ~~シャルワーカーとして規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者

~~ロ) ~~その他施設・機関等において規程第1条第2項に定める業務に従事している者であって、本通知の1-(1)-ハ)及びニ)に定める教育内容の指導を行うことができる者~~~~

	なお、経過措置として、2025年3月31日において、現にスクールソーシャルワーク実習指導者であって、上記イに該当しない実施指導者においては、2028年3月31日までの間、引き続き、実習を実施することができるものとする。
--	---

改正の告知：2024年度総会時

改正年度：2025年4月1日より（2025年度より）

※経過措置終了は、2028年3月末まで

以下、改正される規定及び通知全文

※変更箇所を赤字とした。なお、頻出するため「スクール（学校）」に係る変更箇所は、赤字表記としていない。